

誤って確定申告してしまった場合

確定申告も終わり、ホッと一息ですが、終了後の資料を整理している最中、計算の誤りや領収書の漏れ、特例計算の失念などに気づくことがあります。この場合の手続きについてです。

◆納税額が過大（還付金額が過少）

計算誤り等によって、納税額が過大又は還付金額が過少であった場合には、「更正の請求」という手続きをすることによって、過大部分については、戻してもらうことができますし、還付金額の過少部分についても増額してもらえます。

この更正の請求ですが、法定申告期限から 5 年以内に行うことができますが、確定申告の義務のない人については、その提出した日から 5 年以内となっています。

◆納税額が過少（還付金額が過大）

一方、納税額が過少又は還付金額が過大であった場合には、修正申告をして不足納税額を納め、また、還付金についても過大部分を返還します。この修正申告が自主的（調査等により更正を受けることを予知して提出されたものでない）になされた場合には、修正申告に伴う延滞税は賦課されますが、税額過少（還付過大）に伴う過少申告加算税は賦課されません。

しかし、これら修正が税務調査等に基づくものである時は、原則、過少申告加算税が賦課されます。